



平成 23 年 4 月 1 日

各 位

会 社 名：株式会社カネカ  
(コード：4118 東・大・名 各第 1 部)  
代表者名：代表取締役社長 菅原 公一  
問合せ先：広報室長 堀内 泰治  
(T E L：06-6226-5019)

#### 酸化型コエンザイム Q10 に関する米国特許侵害訴訟提起について

当社は、2011 年（平成 23 年）3 月 22 日（現地時間）に、Zhejiang Medicine Co., Ltd. (ZMC), ZMC-USA, LLC, Xiamen Kingdomway Group Company, Pacific Rainbow International Inc., 三菱ガス化学株式会社, Maypro Industries, Inc., 及びShenZhou Biology & Technology Co., Ltd. を相手取り、酸化型コエンザイムQ10（当社の商品名：KanekaQ10™）に関する当社の米国特許第 7,910,340 号に基づき、販売差し止め及び損害賠償を求める特許侵害訴訟を米国カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所に提起いたしました。

当社は、コエンザイム Q10 に関する研究開発投資を継続的に行っており、その過程で生じた知的財産は当社にとって重要な経営資源と位置付けております。そのため、既に当社は、フランス・パリ地方裁判所及びドイツ・デュッセルドルフ地方裁判所において、それぞれ、中国のコエンザイム Q10 メーカーと輸出業者及びフランスの輸入業者、中国のコエンザイム Q10 メーカーとドイツの輸入業者を相手取って当社欧州特許第 1,466,983 号に基づく特許侵害訴訟を 2010 年（平成 22 年）10 月 28 日（現地時間）に提起しておりましたが、今回の米国特許侵害訴訟の提起は、国際ルールに沿って当社の知的財産の保護をより広く求めるものです。

なお、ZMC と ZMC-USA, LLC は、テキサス州南部地区連邦地方裁判所とコロンビア特別区連邦地方裁判所において、当社を被告とする 2 件の訴訟を起こし、非侵害と特許無効の確認を裁判所に求めています。しかしながら、当社は、これらの訴えには十分な法的根拠がなく、時期尚早な訴訟提起であると考えておりますので、それぞれの裁判所に対して訴えの棄却を求める申立を行うことを検討中です。

以 上